

確定給付企業年金の改善について

1. 財政悪化を想定した「リスク対応掛金」の導入
2. 確定給付企業年金の選択肢の拡大
(リスク分担型DB（仮称）の導入)

「日本再興戦略」改訂2015

□ 平成27年6月30日に閣議決定された『「日本再興戦略」改訂2015』においては、企業が確定給付企業年金を実施しやすい環境を整備するため、確定給付企業年金の制度改善について検討することとされている。

－「日本再興戦略」改訂2015(平成27年6月30日閣議決定)より抜粋－

5－2. 金融・資本市場の活性化、公的・準公的資金の運用等

(3) 新たに講ずべき具体的施策

i) 金融・資本市場の活性化等

⑥ 確定給付企業年金の制度改善

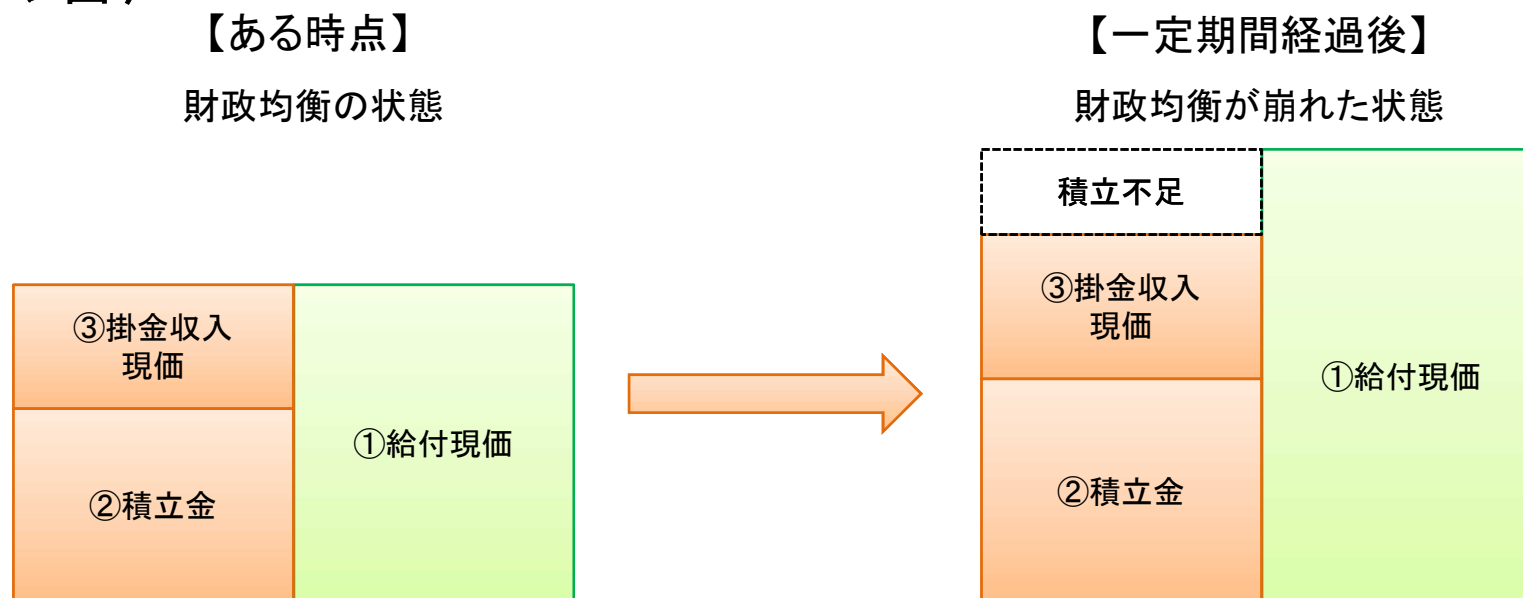
企業が企業年金を実施しやすい環境を整備するため、確定給付企業年金制度について、運用リスクを事業主と加入者で柔軟に分け合うことができるようなハイブリッド型の企業年金制度の導入や、将来の景気変動を見越したより弾力的な運営を可能とする措置について検討し、本年中に結論を得る。

1. 財政悪化を想定した「リスク対応掛金」の導入

年金財政の不均衡

□ DB制度では、ある時点で年金財政が均衡するように掛金を設定したとしても、将来の給付や掛金、運用収益は、一定の予測に基づいて計算されたものであるため、期間が経過すると、前提と実績との相違により、年金財政の均衡は崩れることとなる。

〈イメージ図〉



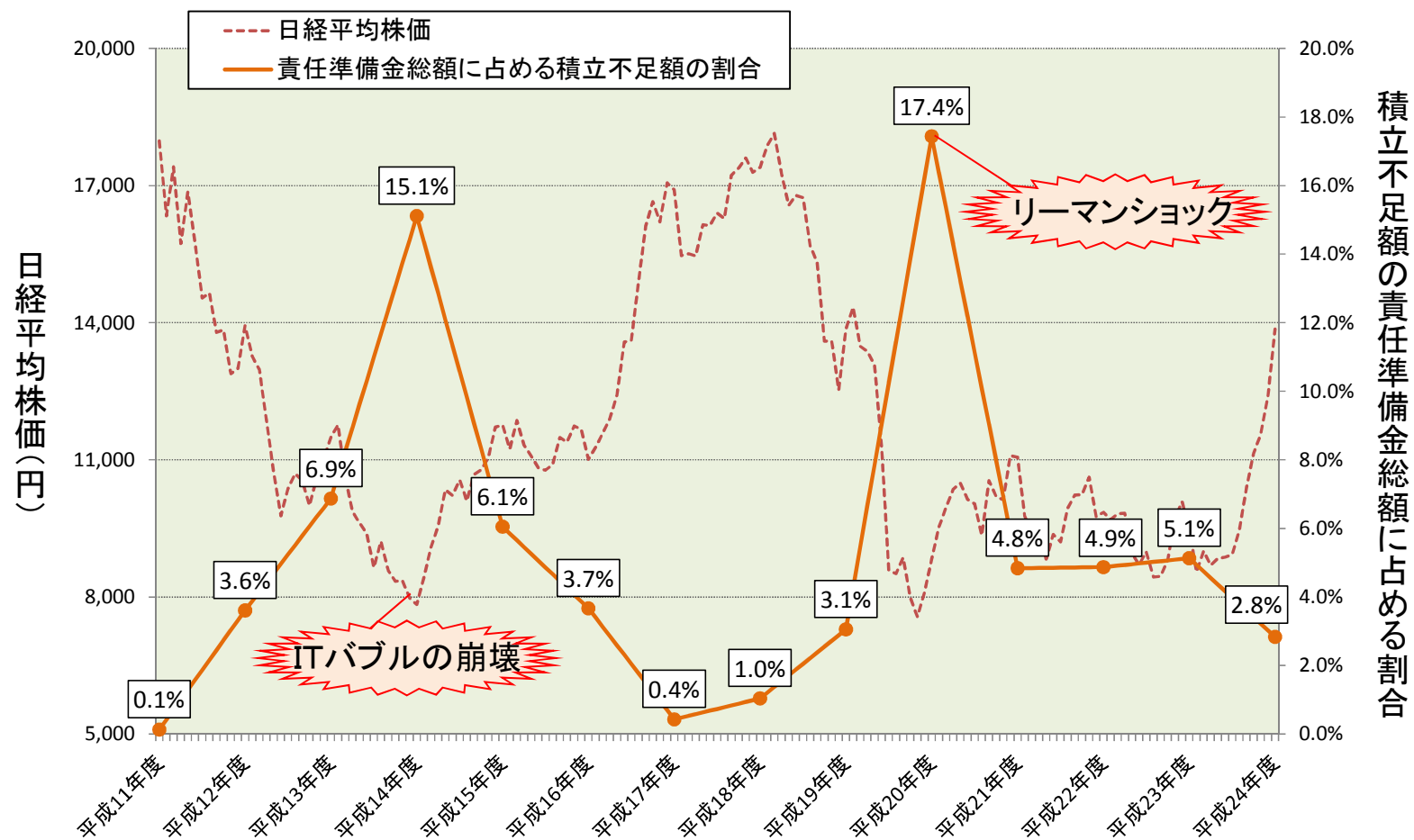
財政均衡が崩れる要因には、例えば以下のようなものがある。

- ・ 予測よりも平均寿命が延びたことなどにより、給付が増加した。
- ・ 予測よりも給与の額が伸びなかったことなどにより、掛金収入が減少した。
- ・ 運用が低調であったことなどにより、予定よりも運用収益が確保できなかった。

1. 財政悪化を想定した「リスク対応掛金」の導入

(参考) 企業年金の積立不足額と日経平均株価の推移

- 確定給付企業年金及び厚生年金基金における積立不足額の責任準備金総額に占める割合の推移を、日経平均株価の推移とともに示したもの。
- ITバブルの崩壊やリーマンショックにより、景気の悪化した平成14年度及び平成20年度において、企業年金の積立不足額が大きくなっている。



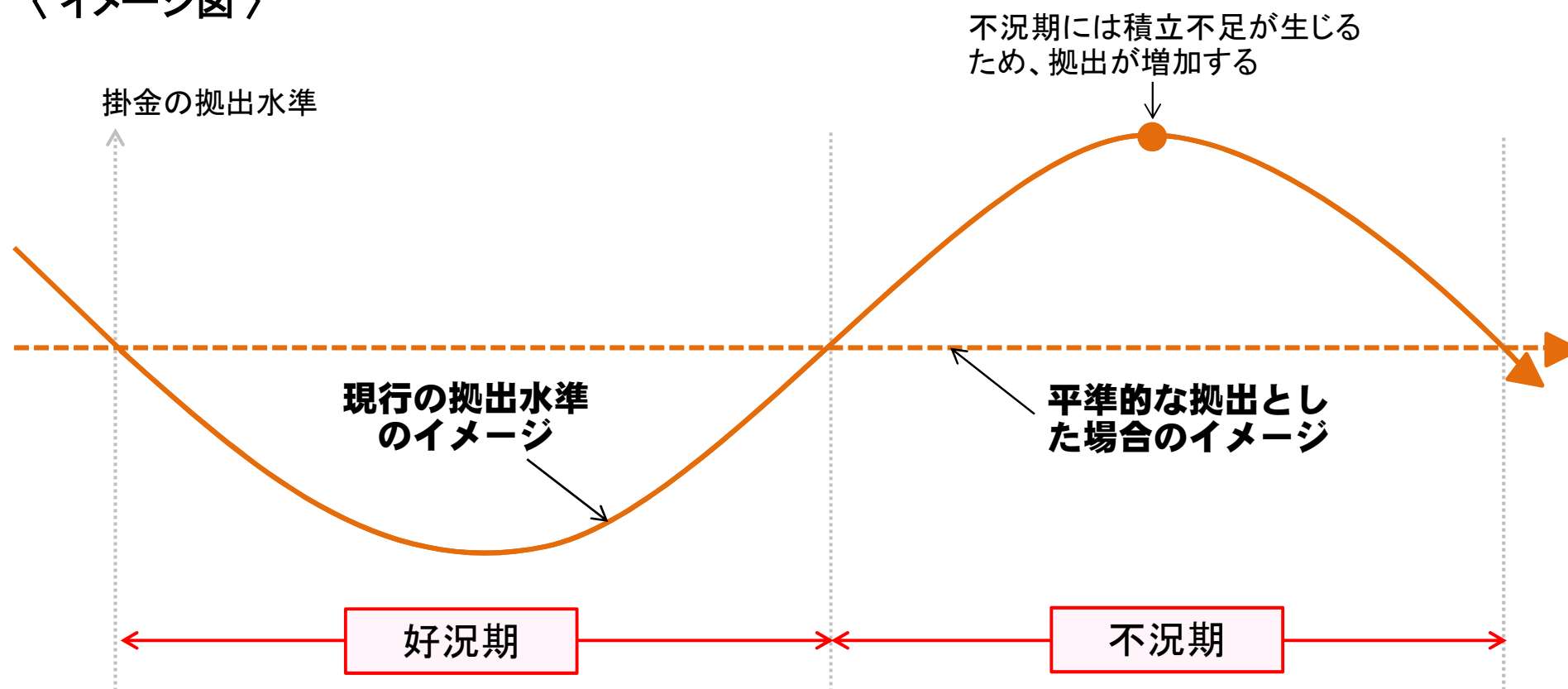
※1 各企業年金の過去分や将来分の給付の変更、予定利率の変更、掛金の変更等により債務が変動しうるため、年度間で単純比較することはできないことに留意。
 ※2 各確定給付企業年金及び厚生年金基金から提出された決算を集計したもの。

1. 財政悪化を想定した「リスク対応掛金」の導入

現行の掛金拠出の構造

- 現行の仕組みでは、景気の変動に応じてDBの拠出額が変動しやすい構造にあるため、安定的なDBの運営を実現するためには、拠出を一定程度平準的なものとする必要がある。

〈イメージ図〉

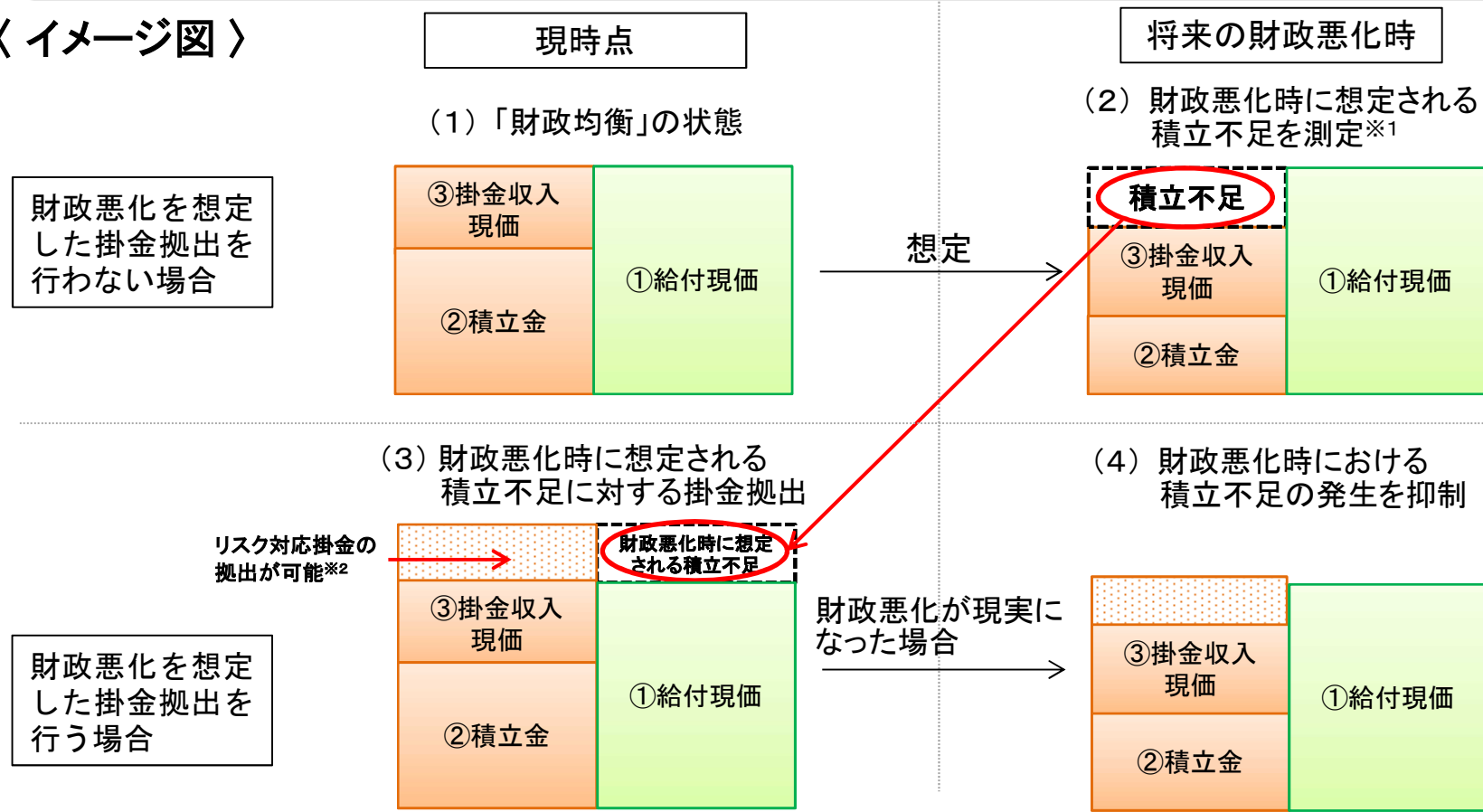


1. 財政悪化を想定した「リスク対応掛金」の導入

財政悪化を想定した「リスク対応掛金」の導入

□ そこで、不況期等の掛金増加につながらないように、あらかじめ「**財政悪化時に想定される積立不足**」を測定し、その水準を踏まえて、掛金（**リスク対応掛金**）の拠出を行うことのできる仕組みとすることが考えられる。

〈イメージ図〉



※1 「財政悪化時に想定される積立不足」の水準は、制度ごとに積立金の運用方針等が異なることを踏まえ、一定のルールに基づき制度ごとに測定したものとすることが考えられる。（測定のための一定のルールについては、次頁を参照。）
 ※2 リスク対応掛金は、現時点の景気動向や企業の負担能力に応じて、「財政悪化時に想定される積立不足」の一部のみ拠出することも可能とすることが考えられる。

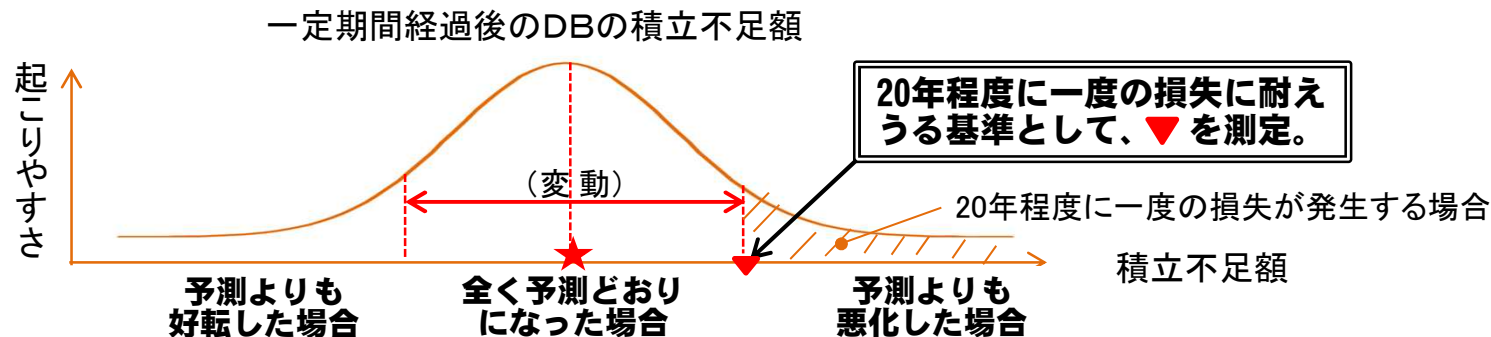
1. 財政悪化を想定した「リスク対応掛金」の導入

リスク対応掛金の拠出方法

<「財政悪化時に想定される積立不足」の測定>

- 現行では、積立不足が生じた場合に最大20年で償却することとされているため、現に積立不足が生じた場合でも安定的な償却が可能となるよう、「財政悪化時に想定される積立不足」は、20年程度に一度の損失にも耐える基準として、例えば以下のような方法でルールを定めることが考えられる。

<イメージ図>

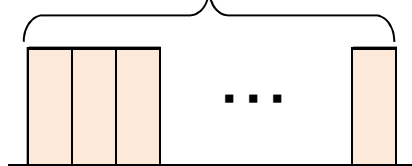


<各年度の拠出額>

- 現行の特別掛金(積立不足を解消するための掛金)の設定方法には、「恣意的な掛金拠出による過剰な損金算入を防止する」という税制上の観点から、一定期間で均等に拠出することなど、一定のルールが設けられている。リスク対応掛金の設定方法も同様な観点からのルールを設けることが考えられる。

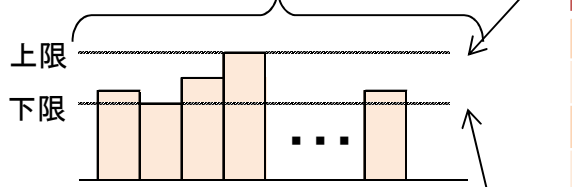
① 均等償却

3年から20年の範囲の予め定めた期間で均等額を拠出



② 弾力償却

毎事業年度の拠出額を上下限の範囲内で規約に定める



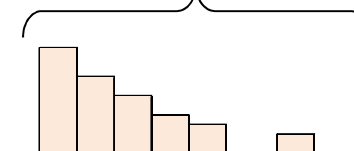
N年に応じて定まる最短期間で均等拠出した場合の額

N年	最短期間
5年未満	3年
5年以上7年未満	4年
...	...
15年以上	10年

3年から20年の範囲の予め定めた期間(N年)で均等に拠出した場合の額

③ 定率償却

積立不足の残額の一定割合(15%~50%)として規約に定める額を拠出



(注) 積立不足の残額が標準掛金の額以下となるときは、全額を拠出できる。

1. 財政悪化を想定した「リスク対応掛金」の導入

景気循環を見据えた安定的な財政運営

□ 給付現価を上回って積立が可能となる財源の水準は、景気変動等により常に変動することとなるが、「財政悪化時に想定される積立不足」の範囲内にある限りは「財政均衡」の状態にあるとすることで、掛金の額が景気循環の影響を受けにくい、安定的な財政運営が可能となる。

※ 現行では、財源が給付に一致している状態を、「財政均衡」の状態としているため、積立金の変動が、積立剰余・積立不足の発生(掛金変動)に直接結びつく仕組みとなっている。

〈イメージ図〉

積立剰余の状態

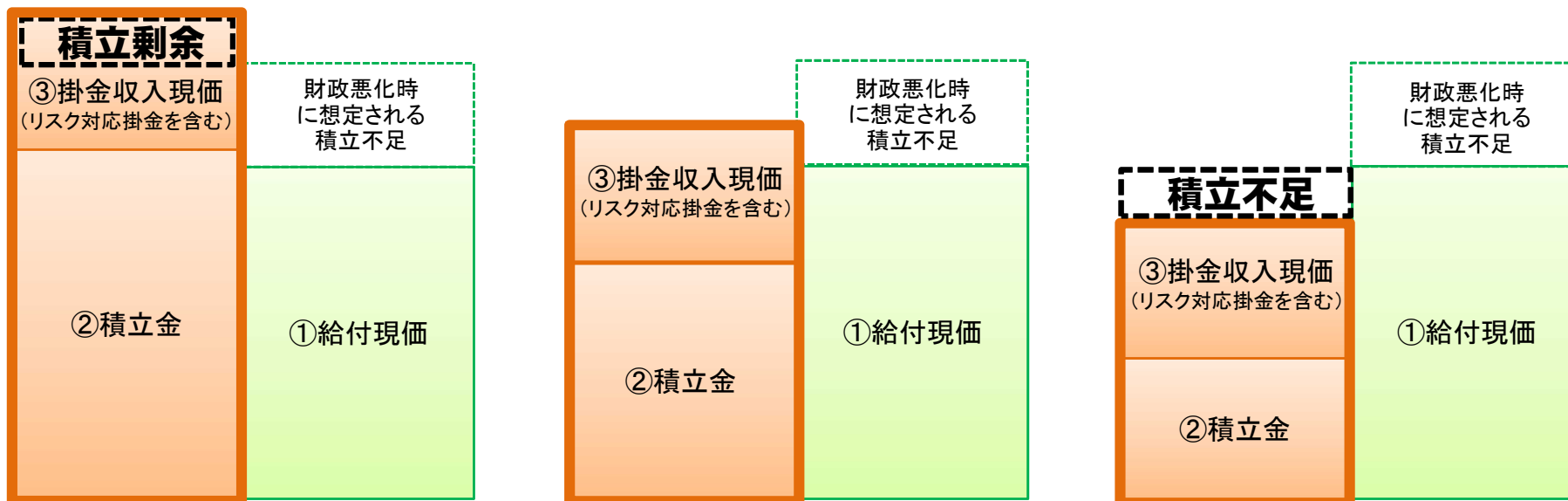
財政均衡の状態

積立不足の状態

||
規約に定める掛金が財政悪化時に想定される費用を超過している状態

||
両者の間にある状態

||
規約に定める掛金が通常の予測に基づく給付に対して不足している状態

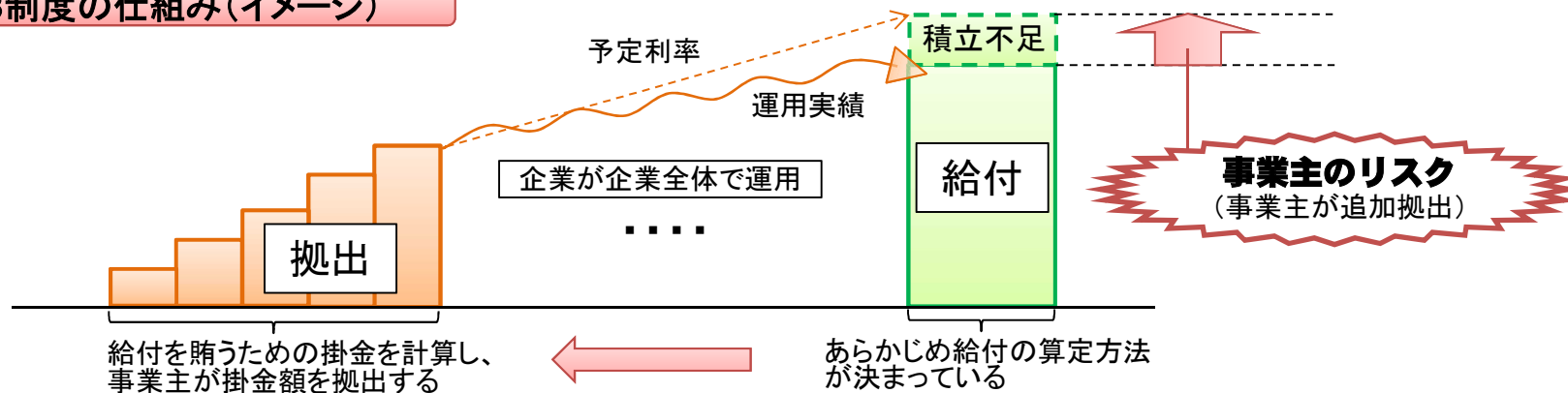


2. DBの選択肢の拡大(リスク分担型DB(仮称)の導入)

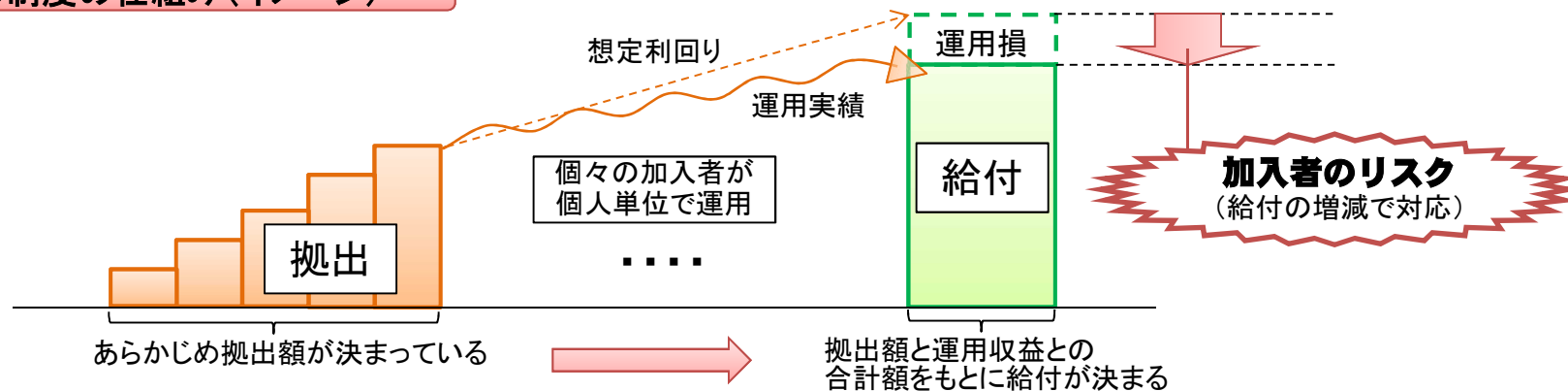
DB制度及びDC制度の基本的仕組み

- DB制度は、あらかじめ給付の算定方法が決まっている制度。積立不足が発生した場合には、事業主が追加で掛金を拠出することにより、不足額を埋め合わせる必要。
- DC制度は、あらかじめ定められた拠出額とその運用収益との合計額をもとに個人別に年金給付額が決定される仕組み。運用が低調でも、事業主の追加拠出はない。

DB制度の仕組み(イメージ)



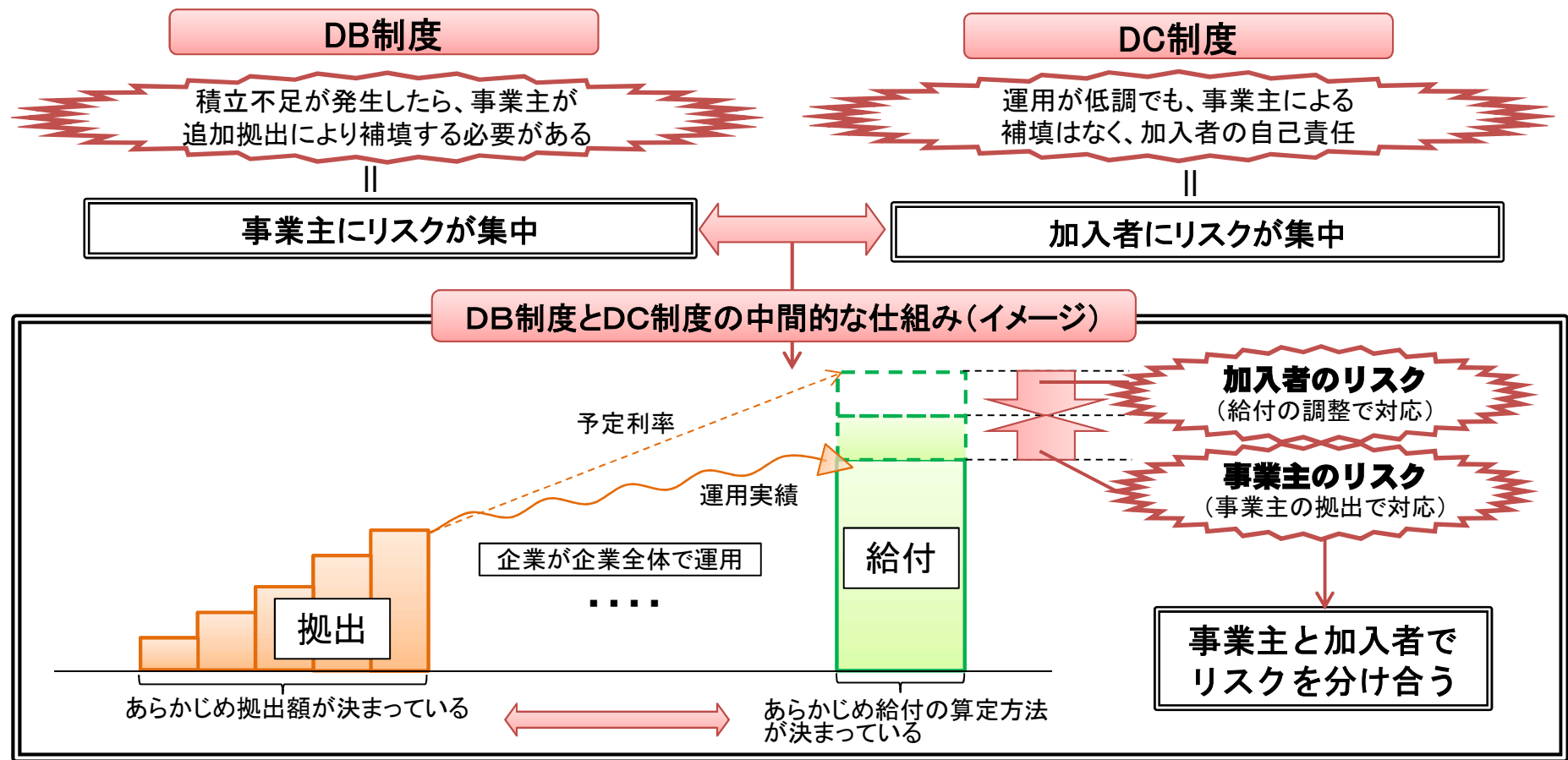
DC制度の仕組み(イメージ)



2. DBの選択肢の拡大(リスク分担型DB(仮称)の導入)

DB制度とDC制度の中間的な仕組み

- DB制度では、運用等のリスクが事業主に偏る一方、DC制度では、運用のリスクが加入者に偏ることとなり、DB・DCの二者択一では、労使のどちらかにリスクが偏る構造にある。
※ 伝統的なDB制度では事業主の負担が重く、DC制度への移行が進む傾向が世界的に見られる。
- こうしたリスクの偏りをなくし、労使でリスクを柔軟に分け合うことを可能とするためには、DB制度とDC制度の中間的な仕組み(いわゆるハイブリッド型制度)が必要と考えられる。



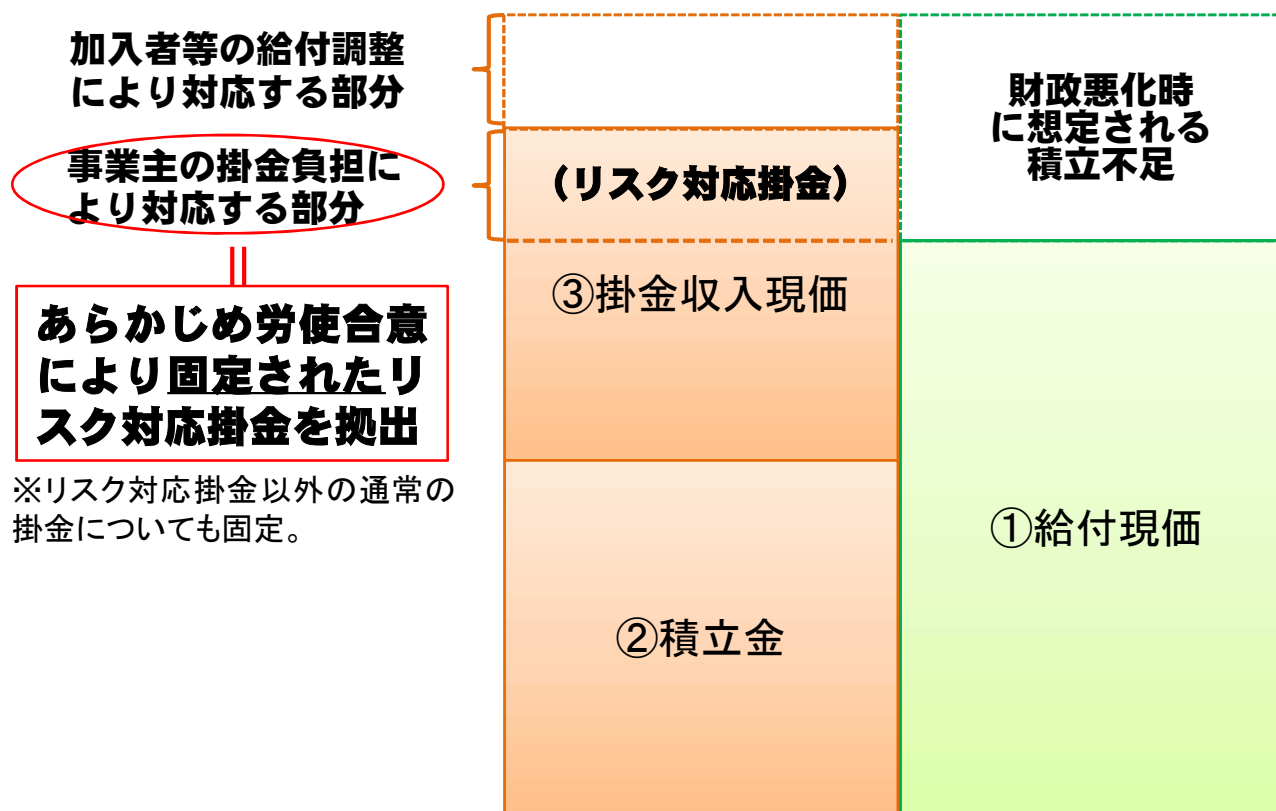
2. DBの選択肢の拡大(リスク分担型DB(仮称)の導入)

リスク分担型DB(仮称)の基本的仕組み①

- そこで、将来発生するリスクを労使でどのように分担するかを、あらかじめ労使合意により定めておく仕組みも設計可能とすることが考えられる。
- その際、事業主がリスク対応掛金の拠出を行う仕組みを活用し、これを事業主によるリスク負担部分と定めておく仕組み(リスク分担型DB(仮称))も考えられるのではないか。

〈イメージ図〉

【リスク分担型DB(仮称)の財政均衡】
—制度開始時の姿—



2. DBの選択肢の拡大(リスク分担型DB(仮称)の導入)

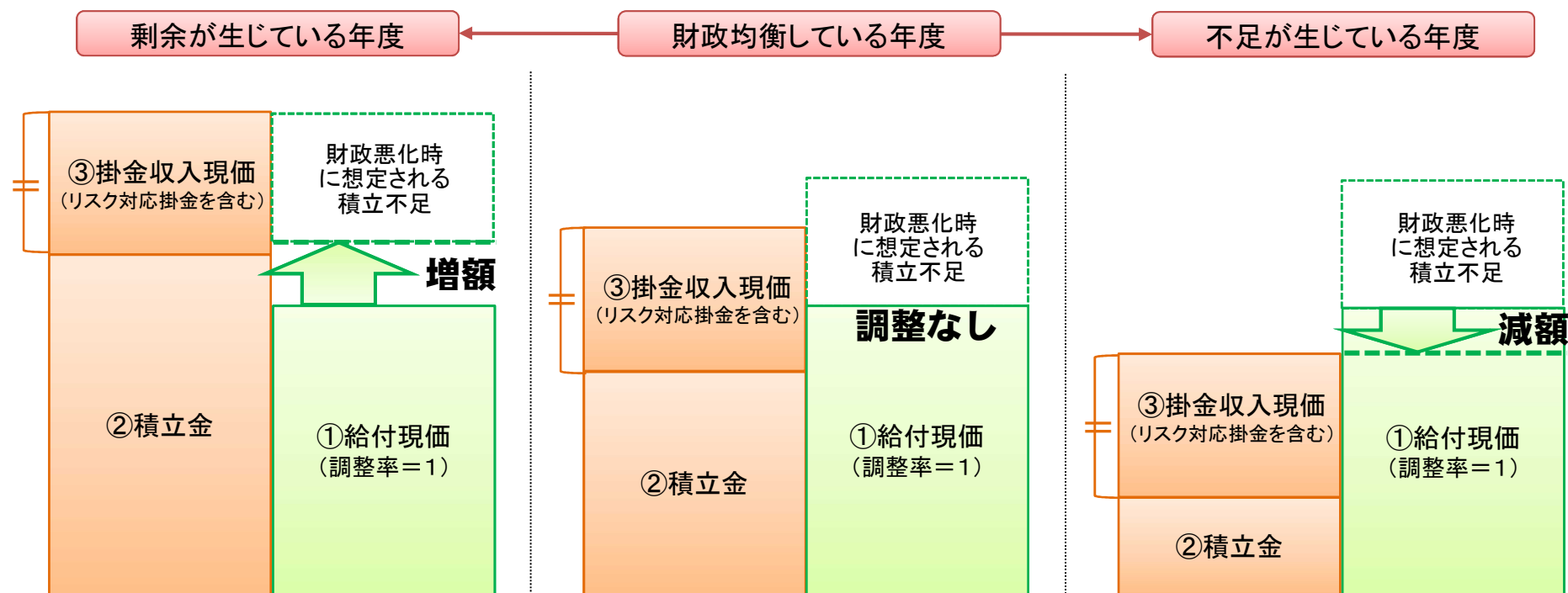
リスク分担型DB(仮称)の基本的仕組み②

□ リスク分担型DB(仮称)では、給付に対する財源のバランスが毎年度変化するため、毎年度の決算において給付を増減することにより財政の均衡を図る。

※ 単年度での給付の変動を抑制するため、複数年度で調整を平滑化することも可能とすることが考えられる。

〈イメージ図〉

【リスク分担型DB(仮称)の財政均衡】
—制度開始後の毎年度の決算時—



※ 少なくとも5年ごとに実施する財政再計算では、掛金(率)は従前そのまま維持しつつ、最新の情報勢を反映して将来推計を行い、「給付現価」、「掛金収入現価」、「財政悪化時に想定される積立不足」を計算する。なお、新たに労使合意を形成し、掛金(率)を変更することは妨げない。

2. DBの選択肢の拡大(リスク分担型DB(仮称)の導入)

(イメージ) リスク分担型DB(仮称)の給付算定式

- リスク分担型DB(仮称)における給付の算定式は、従来のDBにおける給付の算定式に、「調整率」を乗じたものとして定義される。
- 「調整率」は、積立水準に応じて定まる率であるが、単年度ごとの変動を抑制するため、複数年度で平滑化したものを使用することも可能。(毎年度の調整率は規約に定める。)

リスク分担型DBにおける給付算定式

$$\text{従来のDBにおける給付算定式}^{\ast 1} \times \text{当該年度の調整率}^{\ast 2}$$

※1 従来のDBにおける給付算定式には、例えば以下のようなものがある。

- **加入期間比例** … 定額×加入期間
- **平均給与比例** … 加入期間中の平均給与×乗率×加入期間
- **最終給与比例** … 加入期間の最終給与×乗率
- **ポイント制** …… 加入期間中のポイント×ポイント単価×乗率

※2 調整率は、例えば毎年度の決算において以下のように定めることが考えられる。

- (ア) 剰余が生じている場合 (積立金と掛金現価の合計額が、給付現価と財政悪化時に想定される積立不足の合計額を上回る場合)
 - 調整率 = (積立金 + 掛金現価 - 財政悪化時に想定される積立不足) / 調整を行わない場合の給付現価
- (イ) 財政均衡している場合 (アとウの間の状況である場合)
 - 調整率 = 1.0
- (ウ) 不足が生じている場合 (積立金と掛金現価の合計額が、給付現価を下回る場合)
 - 調整率 = (積立金 + 掛金現価) / 調整を行わない場合の給付現価

※ 給付の変動を抑制するため、上記の調整率を複数年度で平滑化することも可能としておく必要があると考えられる。

※ 決算で確定した調整率は、当該決算の基準日から遅くとも1年以内に給付に反映させる。

2. DBの選択肢の拡大(リスク分担型DB(仮称)の導入)

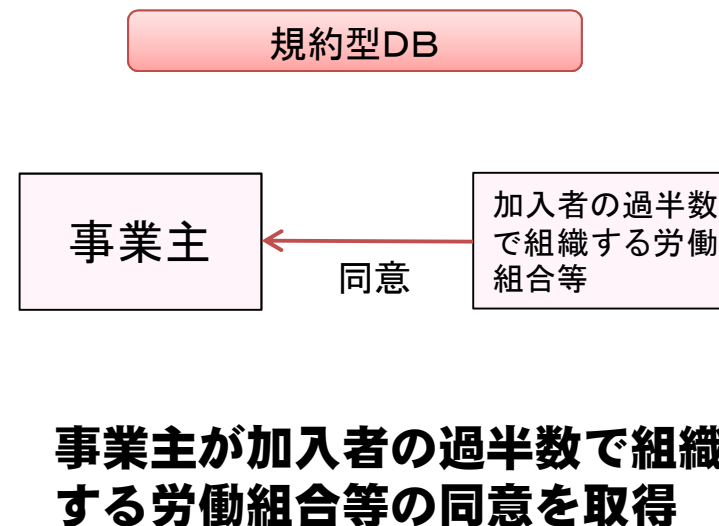
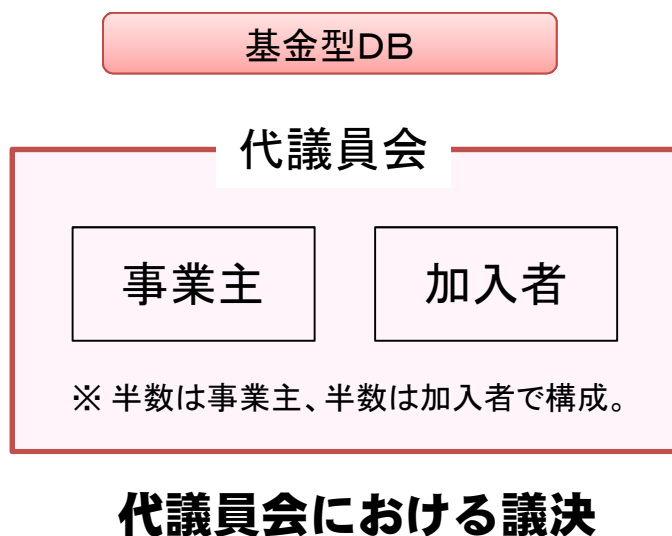
リスク分担型DB(仮称)の導入手続き

□ リスク分担型DB(仮称)を実施する場合には、以下の手順を経て、規約変更を行う。

- ① 基金型DBにおいては、労使の代表で構成される代議員会における議決
- ② 規約型DBにおいては、加入者の過半数で組織する労働組合(当該労働組合がない場合は、加入者の過半数を代表する者)の同意の取得

リスク分担型DB(仮称)制度を開始する場合には、その給付設計や事業主が拠出するリスク対応掛金の水準等について労使による意思決定を行う必要がある。

具体的手順



2. DBの選択肢の拡大(リスク分担型DB(仮称)の導入)

(イメージ) リスク分担型DB(仮称)へ移行する場合の手続について①

- 現行のDB制度において、給付設計の変更に伴い給付が減額される場合には、手続要件として当該減額に該当する者の個別の同意等を得ることとなっている。
- 既存のDB制度から、リスク分担型DBへの給付設計の変更を行う場合、制度変更時点では、給付が減額されることはないが、将来的に加入者や受給者の給付が減額調整される可能性もあることから、①給付減額に該当するか否かの判定基準、及び、②移行に際しての手続要件を整理する必要がある。

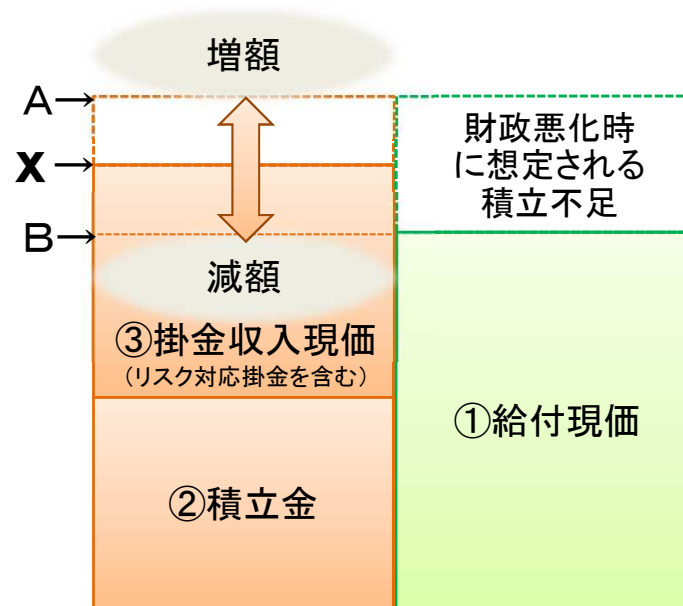
〈 現行のDB制度において給付減額を行う場合の手続要件 〉

加入者の給付減額を行う場合	受給者の給付減額を行う場合
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 加入者の3分の1以上で組織される労働組合がある場合は、当該労働組合の同意の取得 ➢ 加入者の3分の2以上の同意の取得 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 全受給者に対する、事前の十分な説明 ➢ 受給者の3分の2以上の同意の取得 ➢ 希望者に減額前の給付を一時金で支給すること

〈 従来型のDB制度からリスク分担型DB(仮称)に移行する場合の取扱い 〉

① 給付減額の判定基準

- リスク分担型DBは、右図のXのラインがAのラインを上回れば増額調整、Bのラインを下回れば減額調整される仕組み。
- Xのラインは上下に変動するが、「財政悪化時に想定される積立不足」の2分の1の水準にあれば、将来的に増額調整、減額調整のいずれも等しく起こり得ると考えられる。



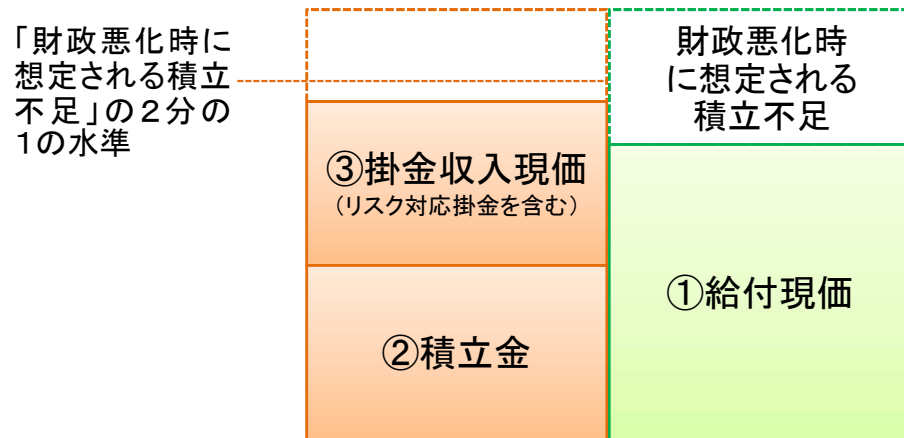
移行時において、Xのラインが「財政悪化時に想定される積立不足」の2分の1の水準を下回っている場合に給付減額に該当することと整理してはどうか。

2. DBの選択肢の拡大(リスク分担型DB(仮称)の導入)

(イメージ) リスク分担型DB(仮称)へ移行する場合の手続について②

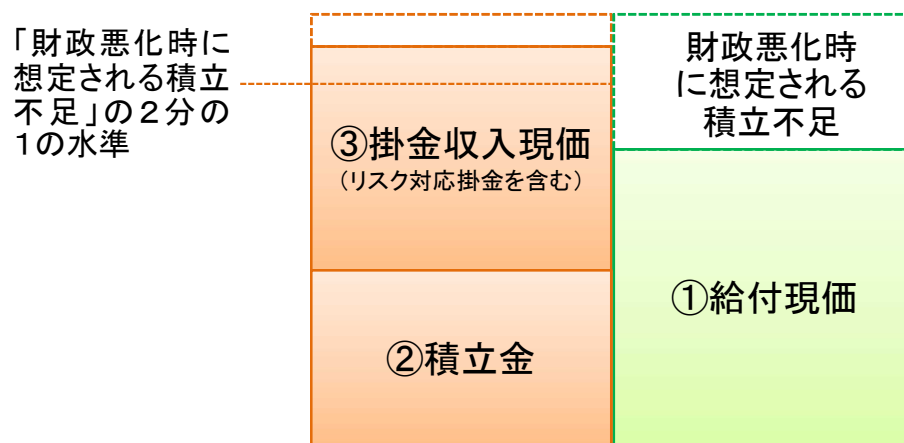
② 移行時の手続要件

(1) ①で給付減額に該当する場合



上記の「給付減額を行う場合の手続要件」と同じ

(2) ①で給付減額に該当しない場合



給付減額には該当しないと整理されるが、受給者の既裁定給付を変更するものであるため、受給者に対する手続として、以下を課すこととしてはどうか。

- 全受給者に対する事前の十分な説明
- 希望者には、年金給付に代えて移行前の給付を一時金で支給

〔 既裁定年金額を保証する考え方として給付減額時に規定されている手続との均衡を考慮したもの。 〕

※ 上記のほか、受給者については閉鎖型のDBとして既存の制度を維持し、移行時点の加入者のみリスク分担型DBへ移行することも可能。15